



令和7年度 和歌山県会計年度任用職員（世界遺産研究員） 任用試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県観光振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL: 073 (441) 2424 (直通)

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表・試験実施機関

受付期間	郵送による受付 令和8年1月19日（月）～令和8年2月3日（火） 【必着】※ 持参による受付は行いません。
試験日時	令和8年2月11日（水）午前10時～
試験会場	世界遺産熊野本宮館 (田辺市本宮町本宮100-1)
合格発表	令和8年2月13日（金） ※合格者に通知します。
試験実施機関	和歌山県観光振興課

2 任用予定人数・勤務場所・主な業務内容

任用予定人数	勤務場所	主な業務内容
1名	和歌山県 世界遺産センター	・世界遺産の資料収集及び調査研究 に関する事 ・和歌山県世界遺産センターの展示 解説に関する事 ・和歌山県世界遺産センターの庶務 事務に関する事

3 受験資格

- (1) 国、地方公共団体又は団体で2年以上「世界遺産の保存及び活用に関する業務経験」を有すること。
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は、受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
 - イ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人の
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人の

4 試験等の方法及び内容

教養試験・作文試験：世界遺産研究員として必要な基礎的能力及び専門性についての筆記試験
面接試験：人物、能力、性格、専門性等についての個別面談

5 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 本人の勤務実績等により3回までの再度の任用が可能とする。 (最長4年間の継続勤務が可能)
勤務形態	週5日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する日及び年末年始を除く。）

	午前9時15分から午後5時15分まで（休憩1時間）
報酬	<p>○基本報酬 日額8,617円～日額10,458円 ※経歴に応じ、報酬額が異なります。 ※上位報酬額は地域手当相当額を加算済みです。</p> <p>○費用弁償（通勤手当相当分） ※会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給。 （1か月当たり150,000円が限度）</p> <p>○期末手当・勤勉手当 ※会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給。 参考：令和8年度支給見込み 期末手当…6月に1.2625月分、12月に1.2625月分を支給 勤勉手当…6月に1.0625月分、12月に1.0625月分を支給 ただし、在職期間に応じ、支給額が異なります。 ※上記の報酬等の記載内容については、今後、条例の改正に伴い変更する可能性があります。</p>
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休暇	<p>○年次有給休暇 勤務年数に応じ付与（採用1年目の場合は10日付与） ○特別休暇 忌引休暇（有給）、病気休暇（有給）等</p>
服務	地方公務員法の規定による（守秘義務、職務専念義務等）

6 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。
情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県観光振興課（和歌山市小松原通1-1）に申し出てください。

情報提供の対象者	情報提供の内容	情報提供期間
受験者	総合得点及び 総合順位	合格発表の日から1月間 (土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する日を除く。) 午前9時（情報提供期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

7 受験手続及び受付期間

配布場所	和歌山県観光振興課、和歌山県世界遺産センター
申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ 郵送 により申し込んでください。 ※必ず 簡易書留郵便 とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	<p>○履歴書 1通 ※ 必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ○職務経歴確認票</p>
申込先	宛 先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県観光振興課 電 話：073-441-2424（直通）
受付期間	令和8年1月19日（月）～令和8年2月3日（火）【必着】

（注）この任用試験において取得した個人情報は、職員任用試験及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、和歌山県観光振興課において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。